

入 札 説 明 書

凍結抑制剤散布車の売払いに係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び規程に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約権者 福島県道路公社理事長 鈴木 良治

(担当課等 〒969-0246 福島県西白河郡矢吹町下宮崎 166 番地
福島県道路公社 総務課 電話 0248-41-2171)

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、道路維持作業車売払い一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式）に、次の書類等を添付し、下記 6 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により、令和 4 年 5 月 27 日（金）までに入札に参加を希望する者に通知する。

(1) 法人の場合

ア 履歴事項全部証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）

イ 納税証明書（ " ）

ウ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第 7 号様式）

(2) 個人の場合

ア 住民票抄本（発行日から 3 ヶ月以内のもの）

イ 本籍所在市町村長が発行する身分証明書（ " ）

ウ 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録が登記されていないことの証明書
（発行日から 3 ヶ月以内のもの）

エ 納税証明書（ " ）

オ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第 7 号様式）

5 事前説明会

当該物品の公開及び説明会を次のとおり実施する。

なお、事前説明会に参加せずに入札に参加する場合も、事前説明会における説明事項について承諾しているものとみなす。

(1) 入札説明

ア 日時 令和 4 年 5 月 20 日（金） 13 時 30 分～14 時 00 分

イ 場所 福島県道路公社 会議室

(2) 物品公開

ア 日時 令和 4 年 5 月 20 日（金） 14 時 00 分～14 時 30 分

イ 場所 福島県道路公社 車庫（福島県西白河郡矢吹町下宮崎 166 番地）

6 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和4年5月23日（月）から5月26日（木）17時00分まで

福島県道路公社 総務課

申請書類は郵送を可とするが、提出期限必着のこと。

(2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所

令和4年5月31日（火）10時00分

福島県道路公社 会議室

なお、郵送による入札は不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和4年5月31日（火）10時00分

福島県道路公社 会議室

7 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第5号様式）に必要とする事項を記載し、上記6の(2)に指定する日時及び場所へ持参すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付すること。

ア 道路維持作業車売払い一般競争入札参加資格確認通知書（福島県道路公社（以下、「道路公社」という。）からの通知）の写し

イ 委任状（第6号様式）

※代理人が出席し、入札する場合

(3) この入札における契約は、落札者が入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（円未満切捨て）とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書へは入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

(5) 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

8 入札保証金

入札者は、入札に当たっては、入札日当日、次により入札保証金を納入しなければならない。

(1) 入札金額（入札書に記載する金額に110/100を乗じた金額）の100分の3以上の額を現金により納入しなければならない。

なお、入札保証金の現金は封筒に入れて（封はしない。）納付するものとする。

(2) 入札保証金を返還する場合は、利息は付さない。

(3) 落札者以外の入札参加者については、請求によりその場で入札保証金を返還する。

(4) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

9 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記6の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記7の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格以上の入札をした入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。

10 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し道路公社理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札の前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

11 入札心得

入札者は、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により、道路公社総務課に令和4年5月23日（月）17時00分までに説明を求めることができる。

道路公社理事長は、令和4年5月25日（水）までに公社ホームページに回答書を掲載する方法により回答する。

入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。

- (1) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (3) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行す

ることができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

14 落札者の決定方法

- (1) 規程に基づいて作成された予定価格以上で、最高価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2者以上あるときは、直ちに当入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、規程第68条第1項第6号の規定により随意契約とすることができる。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約締結までに売買代金の100分の5以上の額を道路公社発行の納入通知書により納入しなければならない。
- (2) 契約保証金は売買代金の一部に充当する。
なお、契約保証金に利息は付さないものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号(別記1)に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

16 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで)に契約を締結すること。
- (2) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書(案)を提出しないときは、落札は無効となり入札保証金は道路公社に帰属する。

17 売買代金の納入等

- (1) 落札者は、契約締結後 24 日以内に公社発行の納入通知書により売買代金から契約保証金を除いた額の全額を一括して納入すること。
- (2) 落札者が納入期限までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、年 2.6%の割合で計算した遅延利息を公社に納入すること。
- (3) 落札者が納期限までに売買代金を納入しない場合において、道路公社が納入することを不能と認めたときは、契約を解除するものとし、契約保証金は道路公社に帰属する。

18 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金全額の支払があったときに移転する。
- (2) 当該車両は現状引渡しとし、引渡し後の不調、故障等についての補償は行わない。
- (3) 所有権移転後の車両の破損、盗難及び紛失等による損害の負担は、落札者が負うものとする。
- (4) 道路公社は、所有権移転後に落札者の申請により当該車両に係る譲渡証明書等の所有権移転登録に必要な書類を落札者に交付する。
- (5) 落札者は、当該車両に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 13 条による移転登録及び自賠責保険の名義変更を所有権移転の日から 15 日以内に行わなければならない。

なお、これに要する経費は落札者の負担とする。

- (6) 落札者が名義変更を完了した場合は、速やかに自動車検査証の写しを上記 1 の担当課へ提出しなければならない。
- (7) 当該車両の引渡し場所については、「道路公社車庫（福島県西白河郡矢吹町下宮崎 166 番地）」とする。また、引き渡し日時については、(6)の報告があった日から 14 日以内で、道路公社と落札者の協議により決定する。落札者は、引渡しを受けた後、速やかに受領書を上記 1 の担当課に提出しなければならない。
- (8) 車両の運送は落札者の責任において行うこと。

なお、当該車両の自動車検査証の有効期限は、公告のとおりである。

- (9) 落札者は、当該車両の引渡しを受けた後、速やかに「福島県道路公社」等の表示を消去し、消去前、消去後の写真（前後左右各 1 枚）を上記 1 の担当課へ提出しなければならない。

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) から(14)まで略

(15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

(16)から(18)まで略

2（略）

第1号様式
(ファクシミリ送信)

入札説明書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県道路公社理事長 鈴木 良治

入札参加者 住 所
(商号又は名称) (代表者) 印省略
(代表者職・) 氏名

電話番号 (- -)
ファクシミリ (- -)

案件名	凍結抑制剤散布車売払い
質 問 事 項	

第2号様式

入札説明書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県道路公社理事長 鈴木 良治

件名	凍結抑制剤散布車売払い
質 問 事 項	
回 答 事 項	

凍結抑制剤散布車売払い一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県道路公社理事長 鈴木 良治

(〒 -)

住 所

ふ り が な

(商号又は名称)

印

(代表者職)・氏名

電 話 番 号 (- -)

F A X 番 号 (- -)

(作成担当者職・氏名)

令和4年5月11日付けで公告ありました売払契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

1 件 名 凍結抑制剤散布車売払い

2 必要書類

No.	名称	法人	個人	写し	備考
1	履歴事項全部証明書	○		可	法務局 発行日から3ヶ月以内
2	身分証明書		○	可	本籍地の市町村 発行日から3ヶ月以内
3	登記されていないことの証明書		○	可	法務局 発行日から3ヶ月以内
4	住民票		○	可	市町村 発行日から3ヶ月以内
5	納税証明書	○	○	可	県各地方振興局県税部 発行日から3ヶ月以内
6	暴力団等反社会的勢力に関する同意書	○	○	不可	第7号様式

3 福島県内にある本店又は支店・営業所等の名称、所在地、代表者及び連絡先（法人のみ記載）

支店等名	所在地	責任者職・氏名	電話番号

一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

福島県道路公社理事長 鈴木 良治 印

先に申請のありました一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

件名	凍結抑制剤散布車売払い	
本公告に係る 入札参加資格 の有無	有	
	無	
	入札参加資格が ないと認めた 理由	

- ※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

入 札 書

金額 (税抜)	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

件 名 凍結抑制剤散布車売払い

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人氏名

印)

福島県道路公社理事長 鈴木 良治

注)

- 1 入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。また、金額の文字の頭に、¥を付すこと。
- 2 再度入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和4年5月31日に執行される「凍結抑制剤散布車売払い」に係る入札及び見積に関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県道路公社理事長 鈴木 良治

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所

氏 名

印

(代理人が出席する場合に必要。)

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県道路公社理事長 鈴木 良治 殿

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 令和 年 月 日

住所

氏名

㊟

（団体・社名及び代表者職・氏名）

道路維持作業車譲渡契約書

福島県道路公社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、道路維持作業車の売払いについて、次のとおり契約を締結する。
（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならないものとする。

（譲渡物品）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物品（以下「譲渡物品」という。）を乙に売払うものとする。

機械名称	規格等	自動車登録番号 (管理番号)	数量
凍結抑制剤 散布車	日野 KK-FX1JGDA	福島800さ5026	1台

（売払代金）

第3条 売払代金は、金 円とする。（うち消費税額及び地方消費税額 円）

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に又はその直前までに契約保証金として、金 円を、甲の発行する納入通知書により、甲に納入しなければならない。ただし、乙が本契約と同時に売払代金を甲に支払ったときはこの限りでない。

2 前項の契約保証金は、入札保証金 金 円を充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償の額、又はその一部としないものとする。

4 第1項の契約保証金には利息を付さないものとする。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときには、第1項の契約保証金を売払代金に充当するものとする。

6 乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売払代金の支払及び遅延利息）

第5条 乙は、第3条の売払代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲の発行する納入通知書により、その納期限までに甲に支払うものとする。

2 乙は、前項の納期限までに前項の金額を甲に支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した遅延利息を甲に支払うものとする。ただし、当該額に100円未満の端数があるときあるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(所有権移転及び自動車登録の名義変更)

第6条 譲渡物品の所有権は、乙が第3条の売払代金を甲に支払ったときに、甲から乙に移転するものとする。

2 乙は、第1項の規定により譲渡物品の所有権が移転したときは、15日以内に自動車登録の所有名義人を乙に変更し、変更後の自動車車検証の写しを甲に提出するものとする。

(危険負担)

第7条 譲渡物品の所有権が甲から乙に移転したときに、危険負担は乙に移転するものとする。

(譲渡物品の引渡し)

第8条 甲は、第6条第2項により変更後の自動車車検証の写しが提出された日から14日以内で両者の定める日に、譲渡物品を乙に引渡し、乙は受領書を甲に提出するものとする。さらに、乙は引渡しを受けた後速やかに「福島県道路公社」等の表示を消去し、消去後、消去前の写真(前後左右各1枚)を甲に提出するものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙が本契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

二 乙が解除を申し出たとき。

三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

四 乙が第15条の規定に違反したとき。

五 乙が次のいずれかに該当したことが判明したとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(返還及び原形回復)

第10条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに譲渡物品を原形に回復して返還するものとする。ただし、甲が原形に回復することが適当でないときはこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において譲渡物品が滅失又はき損しているときは、滅損額に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 乙は、第1項の規定により譲渡物品を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに譲渡物品の名義変更に必要な関係書類を甲に提出するものとする。

(返還金及び利息)

第11条 甲は、前条の規定により譲渡物品が返還されたときは、収納済の売払代金を乙に返還するものとする。ただし、この場合利息は付さないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 乙は、第11条の規定により甲が解除権を行使したときは、乙が譲渡物品に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第11条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（諸費用）

第 16 条 譲渡物品の所有権が甲から乙に移転してから自動車登録の所有名義の変更に係る一切の費用、譲渡物品引渡し及びこの契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 18 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県西白河郡矢吹町下宮崎 166 番地
氏 名 福島県道路公社
理事長 鈴木 良治

乙 住 所
氏 名